調布市基本計画(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1	音	目	蒀	隹	ത	椒	西

- (1) 意見の募集期間 令和4年12月23日(金)~令和5年1月23日(月)
- (2) 周知方法 市報(令和4年12月20日号)、市ホームページ、市公式LINE、市公式Twitter、テレビ広報ちょうふ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所 5 階企画経営課、公文書資料室、神代出張所、みんなの広場(たづくり 1 1 階)、市民活動支援センター(市民プラザあくろす 2 階) 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地を除く)、教育会館、総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名,住所,御意見を記入し,直接又は郵送,FAX,Eメール,Logoフォームで市役所企画経営課まで提出 ※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

(1) 意見提出件数: 62件(16人,3団体)

<提出意見の内訳>

(2) 意見の概要と市の考え方 別紙のとおり

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	構成 (章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
1	全般			3)高齢者や、幼少の子どもに関する施策が中心で、中高生・大学生とその保護者がなおざりになっている印象を受けます。未来のある学生が等しく負担なく学業を達成できるよう、調布市として学生やその保護者を所得制限することなく金銭的に支援する施策を講じてほしいです。	市は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などにより市民生活に大きな影響が生じていることを踏まえ、国や東京都の対策のほか、関係機関との連携の下、市民の安全・安心の確保と市民生活支援へ継続的に取り組んでいます。 そうした中で、令和5年4月からは、高校生世代を含む子どもの医療費の完全無償化(所得制限及び自己負担なし)を実施します。 いただいた御意見の内容につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	全般			3. 「ともに創る」: ビジョンとして掲げられていますが、市民と協働し、調布市を共創するためには信頼関係が最も重要です。信頼関係を作り上げる基本は、情報公開であり、行政の透明化です。公開・透明化の重要性を強調するとともに、そのための仕組み作りを提示して実行していただきたいと思います。 また、共創に必要なことは基本計画のレビューです。計画倒れになればなんの意味もありません。ぜひ市民、事業者、専門家と定期的にレビューを行い、必要ならば実現のために修正やさらなる働きかけを行う必要があります。市民にも計画実行の責任があります。せび協議会のようなレビューができる場を設けていただきたいと思います。こうすることにより2030年に再度基本構想・計画を作るときには、課題も明確でありその後の10年に何をするべきか議論しやすくなるはすです。	基本計画については、引き続き、PDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通して、施 策・事業の適切な進行管理と着実な推進、予算編成につなげていくこととしています。 行政評価については、その結果を市民の皆様に分かりやすく公表することで、市政に関する透明 性の確保に努めるとともに、実施方法の創意工夫や見直しについて検討して参ります。
3	全般			● この計画づくりにどれくらい市民参加がされたか。今回のパブリック・コメントのついて説明会(オンラインを含む)がされたか。行うべきである。アリバイ作りの批判を受ける。	基本計画の策定に当たっては、各種市民参加手法を取り入れる中で、令和4年10月30日 (日)・31日(月)には、タウンミーティングを実施し、基本計画の検討状況を説明するととも に、参加者との意見交換を行いました。なお、基本計画の資料編に、総合計画策定の経緯を掲載 し、計画策定に係る市民参加の取組の経過についても記載しました。
4	全般			● 個人情報漏えい事件で発覚した、劣化した市役所の運営について、対策を記載すべきである。膿を出さずに隠蔽する体質を改める施策を追加すべきである。 特に公文書管理(メールの削除等)や、条例に従った情報公開の運営(現在も条例8条違反が行われる)	文書の取扱いに関しては、情報公開条例や文書管理規則等に則り、適正な運用に努めて参ります。 また、公文書の適正管理、情報セキュリティの確保については、行革プランの方針3「効率的な組織体制の整備」の基本的取組3-3「市民に信頼される市政の推進」に位置付けており、業務上のリスクの事前防止に努めて参ります。
5	全般			● 調布市つつじヶ丘や若葉町などの地域で東京外環道のトンネル工事によって起きた陥没等の事故に対する対応を記載すべきである。多くの被害住民が家を壊され、何年も街を追われる状態が続く。	東京外かく環状道路は国等の事業者が進めており、市が事業主体ではないことから、その対応を 基本計画に位置付けることは適当ではないと認識しております。引き続き、市は、市民に寄り添っ た対応を図ることと併せて、事業者に対して誠意ある対応と課題解決に向けた取組を強く求めて参 ります。
6	全般			電位治療機の利用について 地域福祉センター内に設置している電位治療器の利用時間を変更してください。 現状9時~16時 夜、福祉センター利用の際は、その時間にも利用できるようにしてください。	いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
7	全般			調布市基本計画素案 市は" 共生社会" と言っています。 福祉センター移転は日頃言っていることに反します。 障害者だけでなく、どれだけの市民が困るか考えて下さい。 行政は、もっと市民のことを考えて下さい。	総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。そのため、現地で建替えを行う場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、
8	全般			調布市基本計画素案 総合福祉センターを京王多摩川に移転しないで下さい。 今の調布駅前に残して下さい。 グリーンホールを建てかえるのなら、その中に入れて下さい。 京王多摩川駅前に移転するのは合理的配慮に欠けます。それはいじめです。	また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることについて留意する必要があります。 こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくことは困難と考えており、現在 は、令和4年2月にとりまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、「新たな 総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの基本機能 のほか機能配置や交通利便性について、検討を進めています。 今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転 に向けた取組を進めて参ります。
9	全般			調布市基本計画素案 総合福祉センターの移転に反対です。 京王多摩川駅は、障がいのある方にとって大変に使いにくく、危険な駅です。また、移転予定地はハザードマップでは浸水が想定される危険な場所です。 多くのセンター利用の方が困っています。 多くのセンター利用の方が反対しています。	
10	全般			その他 ● 年末年始にかけて、9つのパブコメ募集があり、これは計画的なのか、無計画なのかと危ぶみました。市民にはそれぞれ自分の生活があり、仕事でもないこのようなことに時間を割くことはナカナカ大変なことです。 今回もダラダラと書き、中途半端ですが、ここまでで提出します。 受け取りましたら、ご連絡ください。	パブリック・コメント手続における政策等の案の公表時期は、政策等の内容などにもよりますが、政策等の案がまとまり、最終案を確定する前に行っています。そのため、計画等の策定を伴う案件については、年度後半の時期に重なる場合もありますが、意見提出締切日については、なるべく同一日とならないよう留意して参ります。
11	全般			その他 同じ締切日でいくつものパブリック・コメントを募集すべきでない。特に基本計画のようなボリュームの大きいものは。23:55:30	パブリック・コメント手続における政策等の案の公表時期は、政策等の内容などにもよりますが、政策等の案がまとまり、最終案を確定する前に行っています。そのため、計画等の策定を伴う案件については、年度後半の時期に重なる場合もありますが、意見提出締切日については、なるべく同一日とならないよう留意して参ります。
12	全般			1) 各PDFファイルのタイトルがめちゃくちゃです。たとえば第3編のファイルに「第1編総論」というタイトルがつけられています。今後、パブリックコメントその他PDFファイルを公開する場合は、WordからPDFに変換する前に、ファイルのプロパティでタイトルを適切に設定したうえで、PDFに変換するよう、手順化し全庁に徹底してください。	いただいた御意見を踏まえ、市民に分かりやすい情報提供・情報発信に努めて参ります。
13	全般			調布市基本構想素案の意見はじめに: ・パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 ・このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください。	調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、分かりやすい形での公表に努めることとしています。多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。 なお、提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合、類似の意見が何件もある場合においては、意見の概要や、同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。
14	第1編総論			第1編 総論 初めて、パブリックコメントを提出する為に、真剣に調布市基本計画を読ませて頂きました。 何よりも驚いたのは、計画書によって市民に意見を求めているのに、一般市民が全く考慮されていない点です。 事業名や事業概要を見ても、具体的な対象の地区も分からない、どの程度進捗しているのかも分からない、実際は何を目指しているのかも分かりません。 これでは、一般に広く意見を求める、と銘打っていても、本当は意見など聞きたくないと思っていると言われても仕方ありません。 何卒次回以降は、対象の具体的な地域が分かる事、また、具体的には何を目標としているのかなどが一般市民に分かる言葉で記載下さい。 (例:事業名 面的整備手法を活用したまちづくりの促進	素案の公表時点では作成中であった地域別計画において、まちづくりは一定の広がりの中で考える必要があるとの認識のもと、広域的地域区分である東部、北部、南部、西部の4地域ごとに各地域の特性を踏まえたまちづくりの方向を示しております。 今後も、表現や記載内容等について、分かりやすくお示しできるよう、創意工夫して参ります。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
15	第1編総論			意見: 【総論】 ● 全体を通して、「何でもあるが、何にもない」という内容である。もっとスリムにして、重点施策に絞るべきである。ミソもクソもというと言い過ぎになるが、全部を書けばよいというものでもない。市税の浪費である。調布市の計画づくりに共通する問題点である。	調布市基本計画は、市の最上位計画であり、基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けて、各施策や事業を総合的に推進していくために策定しており、総花的な内容となる部分もあるものと認識しています。 いただいた御意見も含め、市民に分かりやすい計画づくりに取り組んで参ります。
16	第1編 総論			● また、PDCAサイクルの結果、何をどう更新したかがわかるようにすべきである。	基本計画については、引き続き、PDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通して、施 策・事業の適切な進行管理と着実な推進、予算編成につなげていくこととしています。 行政評価については、その結果を市民の皆様に分かりやすく公表することで、市政に関する透明 性の確保に努めるとともに、実施方法の創意工夫や見直しについて検討して参ります。
17	第1編総論			● 具体性がない。	素案の公表時点では、令和5年度の予算編成の途上であったことから、財政フレーム及び計画期間中の年度別計画について確定しておらず、基本計画事業候補の概要のみを記載しておりましたが、基本計画では、基本計画事業の年度毎の取組など、具体的な内容を記載しています。
18	第1編総論			● コロナ禍対応について コロナ禍対応について記載すべきである。短期間であれば災害対応に入るかもしれないが、3年も経過してもいつ終息するかわからないので、新たに一項目設けるべきである。様々な施策が必要になるが、公共施設の使用制限、人数制限に対してオンライン会議に対応できるような、ネット環境の整備が急がれる。なお、市議会の運営も同様である。	市は、これまでも調布市医師会をはじめ、調布市商工会など関係機関との連携、協力の下、感染状況等を的確に捉えながら、感染症対応の3つの柱により市独自の対策を含む取組を機動的に実施して参りました。そのような中、次期基本構想の策定に当たっては、基本構想策定推進市民会議の運営において、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、オンライン手法の活用等、創意工夫を重ねて参りました。こうした取組により、市の最上位計画となる基本構想の検討において、市民参加の環境をより充実させることにつながったものと捉えております。オンラインでの会議等の円滑な運営には適切な通信環境を確保する必要があるなど課題はありますが、引き続き、多様な市民参加手法の活用を重ねつつ、創意工夫に取り組んで参ります。
19	第1編総論			第1編 総論 主に、「総論」に対する意見です。 「計画行政」を標榜する調布市としては、4年毎の基本計画改定はルーティーンであるかもしれないが、昨年から今年にかけての、基本構想策定→基本計画策定への一連の流れと職員の疲弊を見るに、「計画立案」という目的に振り回されているの感を否めない。 ● 時代の流れの急変はあるにしても、基礎自治体は「困難を抱える市民への継続的な支援」のために働くことが使命のトップだと思うので、基本的な理念、グランドテザインの部分はむしろ改訂ごとに変える必要はないのではないか? 元々美辞麗句で、内容が伴っているとも思えませんが。 ● 基本計画策定のための外部参託は無しにするのが良いと思います。 社会で支えなければならない市民の困難事案の支援、公立保育園の民営化、総合福祉センターの移転問題、駅前拾い場の整備、脱炭素を含む環境施度、男女平等、各種福祉施業それぞれについて、住まいの地域に関係なく募ったアソシェーション的な市長会議と高づくの協議会の形で計画立案するしくみをつくったらとうでしょうか? 現在の審議会のカタチでは、市民は傍聴しかできません。今後、現役を引退した市民がますます多くなり、人材には事欠かないし、市民の責務地に自覚を促すうえても、市民参画がなくてはならない。 世田谷区の北沢デザイン会議は、鉄道敷地事業の途中からできた市民、行政、事業者による三者協議体であり、決定権もあるようです、名目は違えど、市民との協働を実践している自治体は増えつつあります。調布市も「市民参加プログラム」がありながら、計画が発表されてからでは、原案に反対するしかないという状況です。ラストの流れて、とても意見が反映されるとは思えません。さらに「計画行政」の名のもとに、一度立てた計画を、」時点の現実を見ずにそのまま10年後、20年後に実行する傾向があり、柔軟性がないのでは? 欧州の数か国で水道の再公営化がなされたのはまさにそのためです。股備のメンテを怠り、持続性につして民間は考えなかった。 ● 色民連携とは口当たりは良いのですが、所登に閉は対益優先で、その価値観ははっきりしています。民間に資金援助を頼むというよりも、税金を民間に委託するということが実態では? 欧州の数か国で水道の再公営化がなされたのはまさにそのためです。股備のメンテを怠り、持続性につして民間は考えなかった。 ● のままりたちな公共事業をすること自体がこれからの行政の考えどころであり、方針の見直しも必要だと思います。「作っては達す」のではなく、作ったものを大事にするのが、環境への負荷も圧倒的に少ないのです。予算がなければその事業は不安を開放するよう、不要なを開放するよう、基値自治体として意見するべきです。 ● 公務員を増やすのが良いと思います。水道でも、基値自治体として意見するべきです。 ● 公務員を増やすのが良いと思います。水道では、第4のの質がよりないます。 大部では、第4のの表には、第4の表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、第4のの表には、	サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、最少の経費で最大の効果をあげるための具体的な取組を示す行革プランを基本計画と一体的に位置付け、各取組を進めて参ります。また、市は、京王線地下化を契機とした調布のまちの骨格づくりを躍動的に進展させてきた中、市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保や市民生活支援を基調とする施策に取り組んできており、今後も取り組んでいく必要があるものと認識しています。そうした中で、策定を進めてきた新たな基本構想については、これまでの中心市街地のまちづくりの成果が実を結ぶ大きな節目迎えることに加え、頻発化・激甚化する風水害への対応をはじめ、コロナウイルス感染症の影響、デジタル化、脱炭素社会の実現など、市政を取り巻く新たな社会状況を反映させたものとなっています。基本構想の策定に当たっては、市民と市職員で構成する調布市基本構想策定推進市民会議からの提案や市民説明会、パブリック・コメント手続などの市民参加の過程を踏まえ、策定し、市議会で議決をいただいたものです。 「人材の確保と育成の推進」において、「行革ブランの方針4「人材の確保・育成」のブラン21「人材の確保と育成の推進」において、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化等に的確かつ柔軟に対応できる、多様かつ有為な人材の確保・育成の視点を位置づけ、取組を推進して参ります。いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				1. 基本計画概要: 2011年に作成した基本計画と比較すると、文言は変わったものの中身は基本的に変わっていないというのが率直な印象です。基本目標が8項目、重点プロジェクトが5項目あり、計画のフレームも中身も全く同じと言って過言ではありません。 ただ、今回は基本構想市民会議で提案された「ともに生き、ともに創る、彩のまち調布」がテーマ(ビジョン)となり基本計画に直接組み込まれています。唯一、大きく異なる点です。	基本計画の進行管理に当たっては、PDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通して、各種策の取組状況や課題を整理し、施策・事業の適切な進行管理と着実な推進、予算編成につなげていきます。また、行政評価の結果については、市ホームページ等で公開して参ります。いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
				調布市基本計画の基盤になっている8つの基本目標には合計30の施策があり、それぞれの分野にはすでに条例や計画、マスターブラン等があり市の施策として進められてきています。これらは基本構想会議があるないに関わらず進めていくべき内容であり、従来の延長線上であっても構わないと思います。ただ一方では、時代の流れで、住民の要望に沿う形で新しいものも取り入れていく必要があります。この新しい要望こそが、市民会議で提案された「ともに生き、ともに創る、彩のまち調布」であり、市民が考えた将来ビジョンです。このように考えると、5つの重点プロジェクトではなく、ビジョンとしてこれら3点を重点プロジェクトとして入れ替えて向こう10年の新規性を出すべきだと考えます。5つの重点プロジェクトは2011年に作成した基本計画のモデルを踏襲したものであり、多くの内容が8つの基本目標にすでにみ込まれています。わざわざ重点プロジェクトとして横串をさす必要はないと思います。新しいビジョン、3項目を組み込んだ政策モデル添付のファイルで示しています。ご参照ください。	
20	第1編総論			これら3項目は最重要であるため、それぞれに専任担当者をアサインし、基本目標の各政策にビジョンが反映されているかを確認し、向こう8年で達成する責任を持たせるべきだと思います。また、各ビジョンの持つ意味、市としてどのように達成するのかを考え、プロジェクトとして特別な施策やイベントを企画するなどして市民に見えるようにし達成していく必要があります。確実に達成するために定期的に市民、事業者、有識者による進捗レビューを行い必要な対策を打つことが求められます。基本構想実現市民会議というような協議会(審議会)を設けてまさに市民との協働で実現していくべきものです。この協働こそが「ともに創る」を体現するものであり、ビジョンの核をなすものです。	
				以下は、基本計画内でも触れられている内容ですが、少し付け加えた点もあるため、私の考える各項目の意味を書き出します。	
				①「ともに生きる」:誰一人取り残さないが基本であり、多様性、寛容性、優しさ、助け合い等を日常生活の中で実現するものと考えます。具体的には、 *共生社会 *優しい社会 *多様性・寛容性 ②「ともに創る」:市民、事業者、有識者等が一緒になり調布市を作り上げることだと考えます。そのためには、 *共劇 *情報公開(市の透明性)この点は基本計画には書かれていませんが、市民や事業者の信頼をうるためには最低限の条件であり欠かせないものです。情報公開、信頼関係の醸成があるからこそ協働・共創が成り立つと思います。ぜひ加えていただきたいと思います。	
				③「彩のまち」:にぎわいとうるおいのあるまち作り。市の内外から多くの人が集まり、活気があり住みたくなるまち、調布を創ることと考えます。	
				*にぎわいとうるおい *ゼロカーボン *デジタル活用 第1編 総論	情報システムをクラウド化することで、通常は、データを外部でも保管することになります。 データ保管を分散化することにより災害時においても、情報システムが使用できなくなるリスクを
21	第1編 総論	第5節	調布市デジタル化総合 戦略	「どこでも市役所」実現については、情報システムのクラウド化が前提と思われるが、それなら災害時にも市役所機能が止まらない「いつでも市役所」も同時に実現してほしいので、その記述も盛り込んでほしい。クラウド化で非常時でもシステムが止まらないのであれば、非常時のシステムは不要となるので、通常システムで、非常時対応することを盛り込んでほしい。独自の情報化システムの開発には、いつも莫大な費用が掛かるので、今回のデジタル化はそのような費用はかからない事も説明してほしい。	アーダド官を力散化りることにより災害時においても、情報システムが使用とさなくなるリスジを軽減できると認識しております。 フェーズフリーの視点もあわせ、日常的に使用している情報システムが災害時にも機能するよう、システム構築を図って参ります。
22	第1編総論	第5節	基本計画の 特色	(意見1) 第1編 総論 第1章 基本計画の概要 第5節 基本計画の表現 1 関わか地球温暖化対策集行計画(区域対策編) 施策体系 施策2 再生可能エネルギー等の利用促進 2-1 再生可能エネルギー等の利用促進 2-1 再生可能エネルギー等の利用促進 2-2 次世代エネルギー、最適負額の低いエネルギーに関する普及啓発 1 P17 第6市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 施策体系 再生可能エネルギー等の導入拡大 ■全共施設で使用する電力の再生可能エネルギー・選傭負額の低いエネルギー等への転換促進、環境配慮契約の導入 ■新たな省エネ電力調達手法の研究 (質同と追記理由) 「調布市基本構想素薬』(令和 4年9月)におかれまして、「6ゼロカーボンシティ調布の実現」(P4)として「今後、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国を挙げて温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が活発化していくと見込まれる中、行政が規能となり 東条して行動に取り組むとともに、市民の省エネルギーに記慮したライフスタイルや、(中略)事業活動の普及等を促進するための性 組を整える必要があります。」との記述のように、省エネルギーに記慮したライフスタイルの・運動について観念されています。また、本計画におかれましては、「第3編 分野別計画 現状と課題」(P180)「市は、行政の事先取組みとして、再生可能エネルギーと機を整える必要があります。」との記述のように、公共施設で調達する電力を、温室効果カスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力への振動に取り組みでいます。」との記述が示されています。また、本計画におかれましては、「第3編 分野別計画 現状と課題」(P180)「市は、行政の事先を取組みとしては有効な手段ですが、天候等で出力が変動するエネルギーである。東中部出ネルギーである。東中取組みとしては有効な手段ですが、天候等で出力が変動するエネルギーである。東中部出ネルギーである。東中取組みとしては有効な手段ですが、天候等で出力が変動するエネルギーである。東中取組みとしては有効な手段ですが、天候等で出力が変動するエネルギーである。東中部エネルギーである。東本取組みとしては有効な手段ですが、天候等で出力が変動するエネルギーの目が、平向性の表述としては利用ないます。日本ではアネルギーである。東中取組みとしては有効な手段ですが、天候等では、大くないます。再生の配工ネルギーの目が、平向性の基本が関する。日本ではアネルギーの目が下の単位を対しない用生の配工ネルギーである。東本配数の基本の高いを対象を表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表	ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業・交通・防災など、市の様々な分野において組織横断的に推進する必要があることから、施策27「脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進」に位置付けを図るのみならず、全ての施策を貫く視点である「施策の推進、成果向上の視点」の一つに「脱炭素社会の実現」を位置付け、組織横断的な連携の下、取組を進めていきます。 いただいた御意見の内容につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。
				数型エネルギーの導入など、自立化・多量化に資するエネルギーシステムの確保によるレジリエンス強化は重要と考えます。 乗ら水エネルギー基本計画には「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な容易を果たしている。燃料転換時を通じた天 然がカシップが進むことにより、環境入間に乗ら与する。」「電化による対象が難じい高型指令(中略)ガスの脱放素化が大きな 投動を果たす。」と示されている通り、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。省エネルギーの他に環境負荷の低いエネルギーの利活用も同時平行していくことが目標達成に必須であると考えます。	

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
23	第2編 5点 プログラ	第1節	重点プロ ジェクト5	第2編 5つの重点プロジェクトと施策の推進,成果向上の視点 景観計画の上位計画として、景観に関する記述がない。計画を作る際、景観に関してどのようなスタンスで 取り組んだのか? 平成26年に作成された調布市景観計画には、町並みの景観に重要な電柱のない町並みについて記述がなく、 ありきたりな特徴のない町並みしか期待できない。最近も、調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画地域であり、東京都の「農の風景育成地区」にも指定された、里山の風景を残す地域でありながら、 電柱が普通に立てられ、景観に配慮した形跡が感じられず、何のために調布市景観計画があるのか。 景観計画の上位計画として、景観計画の実効性を担保するとともに、駅周辺、商店街、自然景観地区など で、無電柱化を目指し、きれいな町並みを実現できるように何らかの記述がほしい。	施策22「良好な市街地の形成」の基本的取組22-2「景観まちづくりの推進」において、基本計画事業として「景観計画・景観条例の運用」を位置づけ、景観行政団体として、調市らしい魅力ある景観の保全・形成のため、諸制度を活用した景観まちづくりを推進します。 なお、施策25「利便性の高い交通体系の確立」の基本的取組25-3「人と環境にやさしい道路空間の整備」において、基本計画事業として調布市需電柱化推計画に基づき、「都市防災機能の空間の整備」において、基本計画事業として調布市需電柱化推計画に基づき、「都市防災機能の発生の基本行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を図ることを目的とし、優先整備路線として位置付けた路線から無電柱化の取組を推進します。
24	第3編分野別計画			● 口当たりの良い美辞麗句で飾った目標を並べ「推進します」とあるが、実現性が薄い机上の空論。現在値・基準値はあるが、目標値がない。また、過去の推移(PDCAサイクルに関係する)も示しておらす、根拠がない。	まちづくり指標は、基本的取組ごとに、事業の実施による効果等を把握するためのものさしの一つとして設定しています。 素案の公表時点では、令和5年度の予算編成の途上であったことから、財政フレーム及び計画期間中の年度別計画について確定しておらず、まちづくり指標については、目標の方向を矢印の向きにてお示ししました。その後、予算編成作業と併せて、令和5年度以降の複数年を見据えた歳入歳出の推計と基本計画事業の年度別計画の検討を連動して行い、その中で、まちづくり指標についても基本計画事業の事業量の見込みなどを踏まえ目標値を明示したところです。 その中で、いただいた御意見についても考慮すべき視点として、今後の進行管理の参考とさせていただきます。
25	第3編分野別計画			2. 基本目標: ①まちづくり指標:実際の施策内容と指標との相関があまりないものや、定性的で曖昧なものがあります。施策の実行がアンケート等の結果に現れにくいものあり、指標設定は難しいと思いますが、施策によっては実施項目そのものを設定して実行したかどうかで判断するだけでもいいと思います。例えば、基本目標了の施策22-1の指標は、「住みやすいと感じている市民の割合」となっていますが、アンケートによる満足度はすでに93%に達しており何もしなくてもいいレベルです。それでも市として継続的に実行して行かないわけにはいかなく、「都市計画マスタープランの運用」、「適正な開発へ誘導」、「住民発意のまちづくり」の施策を行う予定になっています。指標は施策実行の結果どうなったかを測るものではありますが、このような場合は、実行した内容そのものを指標にしてもいいのではないでしょうか。例えば、マスタープランに沿って実施したプロジェクト数、住民発意のまちづくり件数、適正な開発に誘導した件数そのものでもいいと思います。ただ、アンケートではこのような満足度を引き名指標を再点検し、より相関性を持たせたり、より定量性を持たせ具体的な指標にしていただきたいと思います。	まちづくり指標については、基本的取組ごとに、事業の実施による成果向上を把握するための指標とその目標値をお示しするものです。各指標は、市民意識調査をはじめ、現在行っている各種調査や基本計画事業の事業量の見込みを基に設定しており、定量的なものと定性的なものに大別されます。 市民意識調査に基づく指標等は、定性的なものとなりますので、事業の実施等と必ずしも直結しない場合があります。 指標に関する御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 また、基本計画については、引き続き、PDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通して、施策・事業の適切な進行管理と着実な推進、予算編成につなげていくこととしています。 各事業の進捗状況については、行政評価を通して、その結果を市民の皆様に分かりやすく公表するとともに、実施方法の創意工夫や見直しについて検討して参ります。
26	第3編別計画	第1節	施策 O 1 災害にづくり まちづくり	(意見2) 第38編 分野別計画 第1 話 基本目標1 安全安心して住み続けられるために【防災、防犯】 1-1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】 施策 01 災害に強いますがてりに賛同するとともに下記の通り下線部分の追配を提案します。 P 45、01-1 防災対策の強化 ◆ 自助による防災対策の強化 ・ 自助による防災対策の強化 ・ (を略) ・ (を略) ・ (をいるの選難行動の準備となるマイ・タイムラインの作成など、市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます。また。(後略) ・ (後略) ・ (機能) ・	いただいたご意見を踏まえ、第3編第1節の施策01「災害に強いまちづくり」の基本的取組01-1「防災体制の強化」に記載を追記しています。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
27	第3編分野別計画	第2節	施策 () 4 学校教育の 充実	第3編 分野別計画 P.63 施策04 学校教育の充実 04-4「個に応じたきめ細かな支援」の基本計画事業候補のひとつ、「学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援」に「いじめ・不登校等の問題行動への対応・・」とあるが、狂ってないか?「いじめ」を被害者対応としてとらえているが、加害者対応すべきである。	いじめの対応については、学校における教育活動全体を通していじめを生まない環境づくりと子どもたちがいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行っていきます。 施策04「学校教育の充実」の基本的取組04-4「個に応じたきめ細かな支援」において、基本計画事業として「学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援」を位置づけ、いじめや不登校、児童虐待の深刻化、子どもの貧困に加え、ヤングケアラーなどの新たな課題に対し、心理的及び福祉的な支援を行っていくため、学校における個々の状況に応じた様々な支援に取り組んで参ります。
28	第3編分野別計画	第2節	施策 0 4 学校教育の 充実	第3編 分野別計画 P.63 施策04 学校教育の充実 「主権者教育」を小中学校から行うべきである。日本が衰退国から脱出するために必要である。	選挙権を得る若者に興味を持ってもらうための取組については、小学生から高校生を対象として、東京都が主催するポスターコンクールや小学生を対象とした調布市明るい選挙推進協議会主催の書道展をはじめ、市立小学校6年生を対象として実際の選挙機材を活用した模擬選挙を実施しております。このほか、中学校や高等学校への選挙機材の貸出しや成人の日に調布駅前広場において二十歳を迎えられた皆さんに選挙に関するメッセージをボードに書いてもらい、選挙の冊子や市ホームページで紹介しています。 今後も若者の投票率がさらに向上するよう、創意工夫に取り組んで参ります。
29	第3編分野別計画	第2節	施策 0 4 学校教育の 充実	● 学校教育において、「主権者教育」を強力に行うべきである。長いものに巻かれろ的な教育が、日本の 衰退を早めている。	選挙権を得る若者に興味を持ってもらうための取組については、小学生から高校生を対象として、東京都が主催するポスターコンクールや小学生を対象とした調布市明るい選挙推進協議会主催の書道展をはじめ、市立小学校6年生を対象として実際の選挙機材を活用した模擬選挙を実施しております。このほか、中学校や高等学校への選挙機材の貸出しや成人の日に調布駅前広場において二十歳を迎えられた皆さんに選挙に関するメッセージをボードに書いてもらい、選挙の冊子や市ホームページで紹介しています。 今後も若者の投票率がさらに向上するよう、創意工夫に取り組んで参ります。
30	第3編分野別計画	第2節	施策 〇 4 学校教育の 充実	・教育について p. 63学校教育の充実 ・GIGAスクール構想に基づいたICT教育推進 ・コミュニティ・スクール ・働き方改革 → 2023年度からの「調布市働き方改革ブラン」に則り、 ・教員の意識改革、 ・教員の意識改革、 ・人員体制の確保、 ・教員の健康を保持する取組 →抜本的な正規教員の増員なくしては、ICT教育推進は望めません。 働き方改革に掲げられた施策を実現するためにも、正規教員増員は極めて重要なポイントです。その中の「・教員の健康を保持する取組」とは、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。	学校における働き方改革の取組状況について、児童・生徒の学籍管理、成績管理等の作業を統合した校務支援システムの導入により、情報の一元化及びセキュリティー強化、教職員の校務の効率化を図ったほか、教員の在校時間を可視化するための出退勤システムを導入しました。さらに、副校長の業務負担軽減のため、希望する全校に副校長補佐を配置しました。そして、令和4年度には、部活動における教員の負担を軽減するため、希望する中学校に部活動指導員を新たに配置するとともに、長時間勤務及び高ストレスが認められる教員の心身の健康保全のため、医師による面接指導を開始したところです。 引き続き、学校における働き方改革を推進して参ります。
31	第3編分野別計画	第3節	施策09セーフティネットによる生活審	● 生活困窮者に対する施策が埋もれている。	施策09「セーフティネットによる生活支援」に位置付けているほか、基本計画策定の視点として、市民の安全・安心の確保と困難を抱える市民に対する継続的な支援に取り組むことを位置付けています。加えて、基本計画の特色の一つとして、計画の特色を特集ページとして位置づけ、人にやさしいまちを目指して、市民の安全・安心の確保と市民生活支援の具体的な取組を記載しています。引き続き、様々な困難を抱えている市民に対する必要な支援に取り組んで参ります。
32	第3編分野別計画	第3節	施策 1 1 生涯 を 通し た健康 り	2) 「3師会(調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会)との連携による全庁的な受動喫煙防止対策の推進」という計画は大変良いです。一方、以下のような課題もありますので、基本計画に基づきしっかり解決してほしいです。 (1)調布市受動喫煙防止条例13条2項に定められている小中学校への受動喫煙や禁煙に関する教育が十分になされていません。 (2)令和3年度市民意識調査によれば、調布市受動喫煙防止条例の認知率が5割を切っており、受動喫煙対策のさらなる推進が必要です(縮小すべきではない)。 (3)憲法98条2項で誠実に遵守することが義務づけられている、世界保健機関タバコの規制に関する枠組み条約5条3項および同力イドラインにおいて、議員や行政はタバコ産業や販売業者の干渉を受けてはならない、と定められていますが、調布市の一部の部署や職員、調布市議会の一部の議員が、タバコ産業と付き合いをしていたり タバコ販売関係者に利するような言動をしています。こうした言動がコンプライアンスに反することを今一度庁内および議員に周知徹底する必要があります。 (4)現在の方針に基づき、公費で喫煙所を作るべきではありません。 (5)調布市が登録している「こどもの家」にいくつもの喫煙可の施設があり、未成年者の喫煙可能施設への立ち入りを禁じた健康増進法や東京都受動喫煙防止条例違反となっているばかりではなく、子どもが逃げ込む先が子どもが身体的に害される場となっており、調布市が法令違反と児童虐待を推進してしまっている。	市は、市民の受動喫煙を防止するため、令和元年7月に調布市受動喫煙防止条例を施行し、調布市医師会等の関係機関との連携の下、受動喫煙防止対策を推進しています。いただいた御意見の内容につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	構成	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
33	第3編分野別計画	第3節	施策 1 1 生涯を通し た健康づく り	4) 2017年第4回市議会定例会において、「より実効性のある受動喫煙防止等のたばこ対策に関する陳情」が採択されており、以下の3点について健康推進課のみならず全庁を挙げて実施することが市議会で認められています。 1 禁煙したい喫煙者のための禁煙支援 禁煙外来に関する啓発、禁煙外来のある医療機関の周知、禁煙相談窓口の設置、保健師等職員の禁煙支援能力向上のための研修実施等。 2 子どもの受動喫煙防止 子どもの受動喫煙防止に関する知識の普及啓発、妊産婦の健診等における禁煙支援、子どもが利用する施設等の受動喫煙防止に関する知識の普及啓発、妊産婦の健診等における禁煙支援、子どもが利用する施設等の受動喫煙防止策、子どもが参加する行事やイベントにおける受動喫煙防止策、完全禁煙の飲食店等の利用促進等。 3 外部医療団体との連携 上記のうち、2および3については、基本計画の中に盛り込まれていますが、1について明記されていません。市議会において採択されている以上、民意を反映すべく、基本計画第3編において「禁煙したい喫煙者のための禁煙支援」を追記してほしいです。	引き続き、調布市受動喫防止条例の適切な運用と、調布市医師会等の関係期間との連携の下、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
34	第3編分野別計画	第4節	施策12 生涯学習の まちづくり	・社会教育について p. 107 多くの市民が参画できる社会教育環境の整備 →具体的にどのような施策を考えているのでしょうか。	地域の学び合いのネットワークを支える場として、誰もが利用しやすい環境を整えていく必要があります。そのような中、主な取組としては、コロナ禍をきっかけに、インターネット上のコミュニケーションが増えたことから、公民館等の社会教育施設でWiーFi利用の促進を図り、安全で良好な施設環境を保持できるよう維持保全に努めて参ります。また、ICTを活用した資料のネットワーク化を図ることで、各種資料を市民の学習に有効に活用できるような取組を進めます。加えて、障害の有無にかかわらす多様な人々がともに学ぶ環境を整えるため、音訳、点訳等の充実を目指し、図書館の利用支援サービスなどの充実を図ります。
35	第3編分野別計画	第4節	施策 1 2 生涯学習の まちづくり	調布市基本計画素案 ②生涯学習のまちづくり <u>現状と主要課題</u> ・公民館は地域住民の学習活動の拠点で、同時に文化形成、文化発の場であり、交流の場である事を踏ま えて事業展開するという旨を入れてください。 <u>基本的取組の内容</u> ・基本計画事業候補に公民館の事業が入っていません。 公民館の事業を入れてください。	施策12「生涯学習のまちづくり」における現状と主要課題にて、公民館は、地域住民の学習活動を通じた交流の場として、市民の学習の成果が地域の魅力や課題を再認識できる事業展開に努める必要があると認識しています。 基本計画事業としての位置付けの有無にかかわらず、施策の推進に必要な取組を進めて参ります。
36	第3編分野別計画	第5節	施策15 人権の尊 重・男女共 同参画社会 の実現	● P123・124 男女共同参画の実現市の審議会や委員会における女性の割合の目標値は、50%(かそれ以上)にすべきである。そうでないと女性差別を容認しているもので、認められない。なお、50%以上というのは、そのような目標に向かっていくことで、50%が達成できるとのことである。	男女共同参画社会の形成に向けて、市は、東京都男女平等参画推進総合計画において審議会等における女性委員の任用率の目標値が40%以上とされていることなどを踏まえ、第5次調布市男女共同参画推進プランにおいて、「市の審議会や委員会における女性委員の登用推進」を重点事業に位置付け、目標値を40、0%と定め、その達成に向け、様々な取組を実施しています。引き続き、女性の意見やを政策に反映させるため、審議会や各種委員会への女性の積極的な登用を推進して参ります。
37	第3編分野別計画	第5節	施策15 人権の尊 重・男女共 同参画社会 の実現	第3編 分野別計画 施策15 人権の尊重・・・・ 市議会議員や市職員に関するハラスメント防止の施策を追加すべきである。	第4編行革ブラン2023の方針4「人材の確保・育成」の4-2「全ての職員が能力を最大限発揮できる職場つくり」において、ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策をはじめとした健康管理施策に取り組むことについて位置付けています。 引き続き、柔軟で多様な働き方ができる環境を整備するとともに、誰もが安心して働き続けられるよう、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。
38	第3編分野別計画	第5節	施策16 平和施策・ 国際交流の 推進	第3編 分野別計画 16-1 平和社会の実現、16-2 国際交流と多文化共生の促進。 現実社会のしがらみの中で、議論を避け、当たり障りのない活動に特化している弱さがある。 2022年のウクライナ問題や飢餓・貧困、コロナ禍、気候危機など、空間的には地球・宇宙規模で、時間的には過去の歴史〜現在〜未来について扱うような企画(講演会など)を行ったり、支援すべきである。	平和施策について、令和4年度は、市内中学生をピースメッセンジャーとして、被爆地長崎に派遣するとともに、新たに小学生をピースメッセンジャージュニアとして、広島に派遣し、惨禍の実相を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを肌で学ぶ機会とすることができました。市は、被爆地への平和派遣事業をはじめ、幅広い世代、とりわけ次代を担う子ども・若者が戦争や平和について考え、学ぶ機会の継続的な確保とその効果を広く市民に還元する取組を、引き続き推進していきます。また、国際交流については、関係団体と連携した国際理解や国際交流の促進、外国人支援の取組を通じた多文化共生のまちづくりを推進します。いただいた御意見の内容につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。
39	第1編 第35 第35 計画	第5節 第6節	にぎわいと うるおいの あるがまち 話目 話目 1 8 6 8 7 8 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	・農地の保全について p. 15 豊かな自然環境 p. 138 農地の保全・活用 農地の持つ防災・環境保全など多面的機能をより一層発揮させるとともに、都市農地の貸借を促進するな と、貴重な都市農地の保全・活用を図る ・生産緑地制度や特定生産緑地制度の活用を促進するとともに農業経営の支援や市民農園農業体験ファーム 等に取り組む →と謳いながら、柏野小前の優良貴重な農地が宅地に変えられてしまったのはなぜでしょうか?	「調布市農業振興計画」(令和2年3月策定)では、多面的機能を有する市全体の都市農地の保全・活用の考え方を示しており、生産緑地制度や特定生産緑地制度、都市農地貸借円滑化法の活用の促進等の取組を推進して参ります。また、「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」(平成26年3月策定)では、国分寺崖線の緑と湧水を水源とする用水路に沿って都市農地が広がる武蔵野の面影を残す里山の風景を保全する取組を位置付けています。そのため、深大寺・佐須地域の都市農地の保全の取組としては、農業を継続していただくことが一番望ましいと考えており、相続が発生した際には都市農地貸借円滑化法による貸借制度の活用やあっせん等により農業の継続を御提案してもらうことを最優先としますが、それが困難なケースにおいて生産緑地の買取申出が行われる場合には公有地化も含めて都市農地の保全に努めています。農地については、営農を継続していただくことが一番望ましいと考えおりますが、特に生産緑地については、相続等により市に買取申出がなされた際、庁内外関係機関・部署での協議・調整を行い市としての対応の方向を整理することとしています。

No.	構成	節	項目		御意見等の内容	市の考え方
40	第3編分野別計画	第7節	施策23 地域特性を生かしたので、	用したま	「施策23 地域特性を生かした都市空間の形成」 160ペーシ 基本計画事業候補の1つとして、 事業の価節範備手法を活用したまちづくりの促進」 事業の概要「調布駅周辺において、魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、調和 のとれた商業、業務、住宅施設等の立地を誘導し、駅前拠点にふさわしい市街地形成を図ります。」 とあります。 現在当社は、当該計画地内でテナントビルを運営しております。 当社所有ビルは薬ちの年が発過しており、大変老朽化が進んでいます。昨今の台風直撃の際には、屋上や外壁等から濁水が発生し、テナン ト運営に多大な影響が出ております。運営面においても、新型コロナウイルスの影響により、飲食店のテナントの撤退が相欠いており、 上にの老朽に等が懸念されその後のリーシングが難しく、ビルとしての収益も悪化しております。 テナント関係の陰風、来認されるお客様や地域の方々の安全・安心を考慮するとこれ以上の維持管理運営では限界であり、当社としては 再開発事業の進捗が見通せない状況であれば、建替えに向けた検討を本格化せざるを得ない状況にあります。 また、当ビルは旧耐震基準の連接がで、3階以上かつ床面積5,000㎡以上の大型店舗であることから、建築物の耐震改修の促進に関する 法定施信行令9条第1項の規定により、平成26年に責市より耐震診断の実施に対して通知を受け、同年10月に耐震診断調度 法定は1項の規定により、平成26年に責命より耐震診断の実施に対して通知を受け、同年10月に耐震診断調査を実施しており、 再改27年4月に責命・報告書を提出しました。 本来であれば耐震改修を実施するか建替える必要がありますが、現在、当せビルを含めた周辺において、調布駅南口中央地区市街地再開発事業での事業手法を用いた検討が行われ、都市計画決定に向けた異体的な協議が行われていることから、費市担当部局と協議し、準備組合の活動の進捗を考慮し、耐震改修又は建替えのいずれも実施することを留保している状況にあります。 当社は理事及び事業協力者として調布駅南口中央地区市街町中発・業に対する受視を対している状況にあります。 今和4年9月7日調布市議会として調布駅南口中央地区市街町の東郷・新砂設・観力では、具体のな都市計画決定に向けた施設計画やスケシュールが定まっておらず、ビル所有者としてはテナントからの契約更新や設備投資に対する質問に回答できない状況にあります。 今和4年9月7日調布前法としては非断が記るりよりでは現情が表したの市街地の最近を連びなみながで、「現布駅南口中央地区の市街地の表を推定のないないで、「実施の市間を開発事業に対する支援活動についてデャレンジ21の井上耕・設議員からの質問に対し、最近有様表的、「調布駅南回と関とついては東京都の都市計画区域でスタープランのなかで、とせては表述的が表とと考えており、現在市は、次間に対しいの表述を対しているが発生としては関係を開発しまたので発達とまりでは対しているが表述を対しているが表述していてまりといると考えましているが表述しないのでは、対しないのでは、まりに対しまれている。 本学などは、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりに	調布駅南口中央地区については、令和3年4月に準備組合が設立され、市街地再開発事業に向けて検討が進められています。 こうした取組状況をふまえ、駅前拠点にふさわしい市街地の形成を図るため、施策23「地域特性を活かした都市空間の形成」の基本的取組23-1「魅力的な中心市街地の形成」において、基本的計画事業として「面的整備手法を活用したまちづくりの促進」と位置付け、調布駅南口中央地区市街地再開発事業に向けて支援していくこととしています。
41	第33野画	第7節	施地生市成 を都形	面手用ちの的法しづ促進をたく進	おけらのの針を示す (気物) 調布駅周辺地区におりています。 ときまされております。 これらの計画を通して、関南駅周辺地区に対けるまちの体操を示い、対しませたすることを開発しては、上記の長水市長のご発金が貫体的なまめられた難してまいります。」と考えされております。 とちゃく できまされてあります。 とちゃく できまされてあります。 とちゃく できまされてあります。 とちゃく できまされてあります。 とちゃく できまされてあります。 とちゃく できまされてあります。 とちゃく できまる にからな できまる といます といまな といったスケシュールや補助金の財政負担を実付けた次の4か年の基本計画で制度が関連していて、 まずと できまる にからな 中心 からな からな からな からな 中心 からな からな 中心 からな	

No.	構成	節	項目		御意見等の内容	市の考え方
42	第3編分野別計画	第7節	施策23 地域特性を	用したま	私共、住人全体6戸は昨年度発足の調布駅南中央地区市街地再開発準備組合の趣旨に賛同、全戸員準備組合員になり現在に至っています。即ち再開発に向けた具体的な進行を注視しています。20年位以前に当マンション敷地内を東西に貫く道路を造る案を調布市より具体的に提案された事から当地区での再開発が行政側にても検討されていると判断していますが、その後市側から一切何の音沙汰もなかったものの、そのような状況下再開発計画が他の地権者及び居住者から上がって参り現在に至っています。私共の居住建物(六階建て全戸併せ六軒の居住スペース)も建造後略40年経過していますが、隣接のロイヤルビル及び東急スト及びア調布住宅の建物もかなり老朽化進んでいると聞いていますが、私の懸念の理由に防災上特に地震起きた際の被害具体的には建物の損壊火災などを大変心配しています。以前我がマションに消防当局よりの点検行われた際私共建物に入る進入通路狭く目つ乱立する電柱により消防車の進入は全く不可能の診断を得ました。もう一点は建物の老朽化もさることながら住人の高齢化も甚だしいこともあり、現時点なれば再開発計画に協力可能であると考える次第です。以上の事由を持って今般の当地区再開発計画に協力可能であると考える次第です。以上の事由を持って今般の当地区再開発計画に行政による全面的目つ早期実現への支援を要望します。	(8ページの回答と同様)
43	第3編分野別計画	第7節	施策23 地域特性を 生かした都 市成	用したま	第3編 分野別計画 第23 地域特性を生かした都市空間の形成 23-1 魅力的な中心市街地の形成 事業名 面的整備手法を活用したまちづくりの促進 該当地区のマンションに居住して20年以上となりました。 マンション自体は、良く管理されていて、現在は生活に支障はありませんが、 築50年を超える建物なので、耐震性能の低さやインフラの老朽化など、 心配でなりません。 「街づくりの中での再生を目指す』事がマンションで決定されている以上、 調布市の動きに期待するしかありません。 行政が関与すると、時間がかかる事は理解しなくてはならないですが、一方で、 検討開始からの時間経過や、居住者の高齢化、日々の漏水事故等の多さなどを考えると、 実現性を含めて本当に不安です。 なんとか計画を実現させて、『調布市の魅力』の一部として、アビールできるような 街づくりを、是非とも進めて下さいますよう、よろしくお願いいたします。	
44	第3編分野別計画	第7節	地域特性を	用したま	○施策 「施策23地域特性を生かした都市空間の形成」160ページ基本計画事業候補の1つとして、事業名「面的整備手法を活用したまちづくりの促進」 事業の概要「調布駅周辺において、魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、調和のとれた商業、業務、住宅施設等の立地を誘導し、駅前拠点にふさわしい市街地形成を図ります」とあります。 ○調布駅南口中央地区に位置する関布住宅在住者の意見 私どもは、平成22年に「街づくり勉強会」をはじめました。この勉強会は、小島町2丁目第6自治会長と調布住宅自治会長の呼びかけによります。以降今日まで、この集まりに関わっております。また、この際に「調布駅南口中央地区」の名称を使用することにしました。平成26年6月には市の認定を受けて「街づくり協議会」を立ち上げ、将来の街づくりについて検討を重ね、平成28年5月9日付けで市に対しまして「街づくり協議会」を立ち上げ、将来の街づくりについて検討を重ね、平成28年5月9日付けで市に対しまして「街づくり協議会」を立ち上げ、将来の街づくりについて検討を重ね、平成28年5月日付けで市に対しまして「街づくり提案」を行いました。 また、平成31年1月には、当時の調布市基本計画(素案)パブリックコメントに対し、当地区の計画について早期の事業実現に向けて、スケジュール等を明記いただくことを要望する意見を提出しました。調布住宅管理組合もまた、同様の意見を提出しました。このような経緯を経て、令和3年4月には当面の最大の目標であった「市街地再開発準備組合」を設立することができました。調布住宅管理組合員(区分所有者)もここに参加しております。その計算は、街づくり勉強会の発足以前から払うていたき。た、徳村を管理組合表している場合であること思いますが、長い時間の経過とともに、不安は深まるばかりで、今や待ったなしの状況と考えます。また、権利者等の高齢化も進み、これ以上の事業スケジュールの長期化には耐えられない状況になっております。私は市街地再開発事業による街づくりの早期実現に向けて、当地区にふさわしい都市計画素案をできるだけ早くとりまとめ、目に見える姿で示していただくことを求めます。	

No.	構成(音)	節	項目		御意見等の内容	市の考え方
					○施策 「施策23地域特性を生かした都市空間の形成」160ページ基本計画事業候補の1つとして、事業名 「面的整備手法を活用したまちづくりの促進」 事業の概要「調布駅周辺において、魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地再開発事業等の 面的整備手法を活用し、調和のとれた商業、業務、住宅施設等の立地を誘導し、駅前拠点にふさわしい市街地 形成を図ります」とあります。	(8ページの回答と同様)
45	第3編分野別計画	第7節		用したま	○市街地再開発事業実現に向けた調布住宅管理組合の意見 調布住宅では、調布駅南口中央地区に位置しており、昭和46年に建築され、当時は地区のシンボル的な 建築物でありました。しかし、旧耐震基準で建設されたマンション(10階建、地下1階から3階は店舗、 4階から10階が住戸)です。耐震診断をしておりますが、耐震性能が不足している状況にあります。建物 は調布駅前の幹線道路に面していることから、近い将来に予測される首都圏直下型の震災が発生すれば被害 は当マンションのみならず、地域の他の建物にも被害を及ぼす他、避難経路の遮断にもなる懸念があり対策 が必要です。 本来であれば一日でも早く耐震改修を実施するか建替える必要がありますが、調布住宅を含めた周辺一帯 において平成22年に「街づくり勉強会」、平成26年には市の認定を受けて『調布駅南口中央地区街づくり協議会』、令和3年には『調布駅南口中央地区再開発準備組合』が結成され、建物の約半分を所有する東 急ストアとともに、市街地再開発事業による建物の共同建替えを目指しおります。調布住宅は、建築後52年を経過しましたが、そのことは居住する区分所有者の高齢化を意味します。共同建替えに向けた検討も既 に10年を超え、早期の建替えは多くの住民にとって切実な課題です。また、地域一体として共同での新し い街づくりを進めることで、若い住民の流入を促進し、老若男女の集う活気ある街とすることが、調布駅南 口中央地区には必要であると確信するところです。 調布住宅は『調布駅南口中央地区再開発準備組合』にかかわっておりますが、具体的には街づくりのスケ ジュールが定まっておらず、早期の街づくりの実現を望むところであります。 調布駅南口中央地区は調布駅周辺ではまとまった土地利用計画が検討できる希少な立地と思われますので、 『調布市基本計画』に具体的な実現的時期等を明記し位置づけされますことを切望いたします。	
46	第3編分野別計画	第7節	施策25 利便性の高 い交通体系 の確立		・その他 p. 167 2021年4月「踏切道改良促進法」に基づき、仙川駅から国領駅の5カ所の踏切が改良すべきと指摘を受け、改良計画を2025年度末までに国土交通大臣に提出しなければならない。 →具体的にどのような施策を考えているのでしょうか。	施策25「利便性の高い交通体系の確立」の基本的取組25-2「都市交通の円滑化の推進」において、基本計画事業No.84「東部地区における交通環境の改善」を位置付けています。つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における道路交通の円滑化を図るため、都市計画道路の整備や道路と鉄道の連続立体交差事業の促進により、地域の利便性や安全性の向上を図ることとしており、京王線連続立体交差事業に関する調査や関係機関との協議・調整を行っていきます。
47	第3編分野別計画	第7節	施策25 利便性の高 い交通体系 の確立		第3編 分野別計画 25-3 人と環境にやさしい道路空間の整備 ◆だれにもやさしい安全な道路の整備 「だれにもやさしい安全な道路の整備」という表現は、「だれにも」「全ての人」という美辞麗句で、たったの「バリアフリーに対応した・・」道路整備の小ささを覆い隠しており、やるべきことの焦点をぼかす。「弱者にもやさしい歩行空間の整備」、「だれにもやさしい安全な歩行空間の整備」ないしは「歩行空間の整備」とすべきである。また、「バリアフリーに対応した」とあるが、「バリアフリー」だけではない、狭小道路で歩行者と自転車と自動車の折り合いの付け方全体にかかって来る	施策25「利便性の高い交通体系の確立」の基本的取組25-3では、誰にも優しい安全な道路の整備として、パリアフリーに対応した安全で快適な歩行空間を整備することとしており、自転車通行環境の整備や無電柱化の推進、また、基本的取組25-4における交通安全施設等の計画的な更新・維持管理等を通じて、道路を利用するすべての人が安全で円滑に移動できる交通環境の実現を目指して参ります。
48	第3編分野別計画	第7節	施策25 利便性の高 い交通体系 の確立		第3編 分野別計画 25-3 人と環境にやさしい道路空間の整備 ◆だれにもやさしい安全な道路の整備 基本計画事業候補に、経年劣化して読めない・認識できない白線で路上に描かれた標示(路側帯や「止まれ」ナビマークなど)が数多くある。更新基準を作成し、現状を調査して、更新することを追加すること。	施策25「利便性の高い交通体系の確立」の基本的取組25-4「道路施設等の総合的な管理の推進」において、道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理を位置付けており、白線等について適切な時期での点検や計画的な更新を進めていきます。 一方で、「止まれ」等の道路標示の管理については、公安委員会(警察)が行っております。
49	第3編分野別計画	第7節	施策25 利便性の高 い交通体系 の確立		第3編 分野別計画 25-3 人と環境にやさしい道路空間の整備 ◆だれにもやさしい安全な道路の整備 「自転車走行空間の確保について、自転車走行帯やナビマークの新設、経年劣化したものの補修・更新を推進します。」を追加すること	御意見をいただきました自転車通行環境の整備ついては、施策26「快適な公共交通環境の整備」における基本的取組26-3「自転車利用の促進」に位置付けています。
50	第3編分野別計画	第7節	施策25 利便性の高 い交通体系 の確立		第3編 分野別計画 P.168 施策25 利便性の高い交通体系の確立 25-1 円滑な道路ネットワークの形成 まちづくり指標「自宅から目的地まで円滑に移動できる道路ネットワークが形成されていると感じる市民の割合」については、その中身を確認しないといけない。調布市は自動車列が行め自転車が安全に通行できる道路をじるたいこの指係を利用しているが、市民の多くは、ベビーカーなどの歩行や自転車が安全に通行できる道路空間を望んでいるので、いつまでも成果があがらないで、無駄な道路を造り続けることになっている。おまけに緑を減らしている。	道路は、交通の円滑化による都市機能の向上はもとより、良好な都市空間の形成のほか、避難路の確保等の防災機能の向上など、市民生活に欠かせない多様な役割を有しています。これらの多様な役割を十分発揮できるよう、安全で快適なみちづくりを進めていきます。また、御意見にある徒歩での道路の通行のしやすさについては、施策25「利便性の高い交通体系の確立」の基本的取組25-3「人と環境にやさしい道路空間の整備」において、まちづくり指標として位置付けており、安全で快適な歩行空間を有する道路整備や自転車通行空間の確保等を進めていきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
51	第3編分野別計画	第7節	施策26 快適な公共 交通環 整備	第3編 分野別計画 P.177 26-3 自転車利用の促進 まちづくり指標の「自転車乗入台数」(基準値10657台)の定義は何か?測定方法は?意味のある数字 に思えない。	「自転車乗入台数」は、東京都が毎年行う調査において「調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数」と定義されており、駅周辺における自転車の利用状況を示すものです。調査方法や都内市区町村の調査結果については、「駅前放置自転車等の現況と対策」として公表されています。 市としては、自転車等駐車場の整備や放置自転車対策、自転車通行環境の整備等を通じて、自転車利用を促進することとしており、その成果として「自転車乗入台数」が向上すると捉え、当該数値をまちづくり指標に位置付けたものです。 【参考】「駅前放置自転車等の現況と対策」東京都ホームページ(生活文化スポーツ局都民安全推進部) https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/houchi/jitensha-3/#kO3
52	第3編分野別計画	第8節	施策27 脱炭素社会 脱入可湿暖境化 対策と 選進 策全の推進	〈意見3〉 第8節 基本目標8 豊かな自然と人が共存する、持続可能なまちをつくるために施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進に賛同するとともに下記の通り下線部分に追記を提案致します。 施策のポイント ○再生可能エネルギー・環境負荷の低いエネルギー等の利用促進。 現状と課題 ○市は、行政の率先取組として、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や環境負荷の低いエネルギーへの転換に取り組んでいます。今後も引き続き、太陽光発電等の再生可能エネルギーや高効率照明(LED照明の導入、設備の用途に合わせた空調設備の選択や運用改善等に取り組む必要があります。 〈賛同と追記理由〉 〈意見1〉と同様 ※No22の意見と同様	いただいたご意見を踏まえ、第3編第8節の施策27「脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進」の施策のポイントおよび現状と主要課題に記載を追記しています。
53	第3編分野別計画	第8節	施策28 水と緑による快適空間づくり	第3編 分野別計画 p.185 施策28 水と緑による快適空間づくり 緑地を保全するだけでなく、積極的に増やすべきである。緑を破壊して道路を造った時代から、道路を廃止して公園などを造る時代に転換すべきである。	市は、施策28「水と緑による快適空間づくり」において、水と緑の保全に加え、水と緑の創出を位置付けています。その中で、緑の基本計画や調布市公園・緑地機能再編指針に基づき、地域の特性を生かすことやインクルーシブの視点を踏まえた公園・緑地の計画的な整備を推進していくこととしています。
54	第3編分野別計画	第8節	施策28 水と緑による快適空間づくり	 p. 189 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用 ・地権者との合意掲載を図りながら、同地域のおける営農支援の取組を進める →調布の農地・緑地を保全するため、地権者との真摯な話し合いにより、合意形成を図った下さい。 	市は、施策28「水と緑による快適空間づくり」において、深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の維持保全を位置付け、深大寺・佐須地域について、市民との協働の下、崖線や都市農地等の保全に積極的に取り組むとともに、当該地域の生物多様性の保全に取り組むこととしています。いただいた御意見の内容につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。
55	第3編分野別計画	第8節	施策28 水と緑による快適空間づくり	第3編 分野別計画 施策28 深大寺・佐須地域については、東京都の農の風景育成地域にも指定され、深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画により、農地の買取が進んでいる状況ですが、里山の風景を残すとあいまいな目標があるとしても、この地域全体をどのような景観(電柱などの扱い)にするのか、農地をどのように誰が管理するのかといった具体的な方策が決まっていないため、風景にはなじまない農業公園が作られ整備されています。生物多様性についても、希少生物の保全が必要な重要な地域でありながら、具体的に施策があるとは思えない状況にあります。貴重な地域資源を守るために、目指すあり方を行政と協働で議論する場を設ける必要があるのではないかと思いますので、ご検討ください。	市は、施策28「水と緑による快適空間づくり」において、深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の維持保全を位置付け、深大寺・佐須地域について、市民との協働の下、崖線や都市農地等の保全に積極的に取り組むとともに、当該地域の生物多様性の保全に取り組むこととしています。いただいた御意見の内容につきましても、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	第4編 行革プ ラン 2023			第4編 計画を推進するために(行革プラン2023) 調布市在住52年。集合住宅に住み続けており、私の身体も建物も老齢化してしまいました。 市街地再開発事業の話がある中、建物の修繕を最少にしたと思いますがどこまで手入れをすれば良いのか、 迷っております。 一番の懸念は、建物の耐震性能です。近い将来にくると言われている首都圏直下型地震や東日本大震災のような大地震がおきたときには、耐えられるのかたいへん不安に思っております。また、駅前通りに大きな面積で接している事もあり、その影響をとても心配しております。 「安心・安全にすごせる街」として、是非とも、早く再開発を進めて頂きたくお願い申し上げます。 そして、100年先の将来を見据えた街づくり。市政のデジタル対応、ゼロカーボンへの対応は必須課題。 これに当地区の再開発事業を活用できると良いのではないかと思います。ただ、高齢の私には、どのような考え方をしたら良いのか迷いますが、将来の世の流れを予測した、文化的で環境にやさしい街づくりであって欲しいと思います。	調布駅周辺における再開発事業については、施策23「地域特性を生かした都市空間の形成」における基本計画事業No.76「面的整備手法を活用したまちづくりの促進」に位置付け市として支援して参ります。魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、調和のとれた商業、業務、住宅施設等の立地を誘導し、駅前拠点にふさわしい市街地形成を図って参ります。 一方で、市は、重点プロジェクト1に「安全・安心に暮らせるまちをつくるプロジェクト」を掲げ、地域の防災・防犯力を高めるとともに、災害に強い都市基盤をつくる取組を進めていきます。また、御意見にあるデジタル化や脱炭素社会の実現等を「施策の推進、成果向上の視点」として位置付け、各施策を推進していきます。

No.	構成	節	項目		御意見等の内容	市の考え方
57	第4編 行革プ ラン 2023	第2節	方針3 効率的な組 織体制の整 備		● P.222デジタル化 よいことばかり書いてあるが。デジタル化にかかる費用 (ヒト、モノ、カネ)を試算すること。	デジタル化の推進に要する費用については、各施策の取組状況や課題を整理したうえで、毎年度 の予算編成の中で確定していきます。 なお、デジタル化の推進にあたっては、市民サービスの向上や業務効率の向上に資する取組を検 討・実施する中で、費用対効果についても最大限留意して参ります。
58	第4編 行革プ ラン 2023	第2節	方針3 効率的な組 織体制の整 備	プラン1 6 指定管理 者制度の 活用	p. 226 指定管理者制度の活用→「第三者評価の仕組みの見直し」とは具体的のどのようにするつもりですか。	指定管理者の取組に関する検証の強化やサービス向上、施設管理や事業の効率化の促進につなげるという第三者評価の目的に照らして、適正な評価の担保とその評価結果を生かすための改善に取り組んで参ります。
59	第4編 行革プ ラン 2023	第3節	方針6 公共効活化 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	プラン3 〇 市有財産 の有効活用・最適 化	第4編 計画を推進するために(行革プラン2023) 方針6プラン30のうち、赤道、水路、畦畔などの売払い促進について 国から移管された赤道、水路、畦畔などをどのような経緯で売払いにすることになったのか、それがわかる 文書はありますか? あるのであれば、公開してください。 これらが、とこにどのくらいあって、すべてが売払いの対象なのか、詳細を公開してください。これらの土地はその場所や、状況により、売払い以外にも有効な利用価値があったのではないかと思いますが、いかがですか?調布市は、今後、生産緑地の廃止による田畑の減少が急速に進む状況にあり、ただでさえ少ない緑地になるこれらの土地は、売払うしか利用できないものと、そうでないものを区別して別の利用方法(水路) 跡を緑道にしたり、ビオトープにしたり)を検討できませんか? 基本計画では、市民との協働がひとつの柱になっていますが、それらの利用方法の検討を市民団体に委託しても良いのではないでしょうか?	プラン30「市有財産の有効活用・最適化」の取組内容は、プラン名称のとおり市有財産の有効活用を図るものです。保有する財産について、周辺の土地のあり方の変化により、本来の赤道・水路・畦畔としての役目を終えている場合、まずは行政財産としての活用を検討し、その活用が見込まれない場合は、有償による貸付けや売払いを推進するものです。
60	第3編別計画 第4編プラン2023	第3節	施共つの 方公有最の の・ リジ かんりゅう かんり		・総合福祉センター移転について D. 38 フェーズフリーの考え方を取り入れた新たな総合副センターの整備一施策06 D. 239 (行革ブラン2023) フラン33 市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討 〜総合福祉センター機能の移転に伴う調布駅周辺の福祉機能については、市庁舎および敷地内の活用を視野に市庁舎の長寿命化・狭あい化対策と併せて総合的に検討する。 ブラン34 新たな総合福祉センターの機能・設置に関する検討会」の検討結果や利用者、関係団体等との意見聴取を踏まえた取組の検討・実施。 ブラン35 公民連携手法によるグリーンホール建て替えの推進 →グリーンホール建て替えは、総合福祉センターを含めたものとして再検討してほしい。そのためには、京王多摩川駅周辺ののまちづくり計画には、総合福祉センター以外の市の部署を移転させることを提案します。(例、教育委員会部門(教育会館まるごと)、たづくりに入っている施設、部署等(3階、9階、10階)。その空いたスペースおよび市庁舎に、グリーンホール完成まで、総合福祉センターが分散して入り活動を継続すればいいと思います。総合福祉センターは、バリアフリーの完備している調布駅周辺に置くべきです。	総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。そのため、現地で建替えを行う場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることについて留意する必要があります。こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくことは困難と考えており、現在は、令和4年2月にとりまとめた「総合福祉センターのと備に関する考え方」に基づき、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの基本機能のほか機能配置や交通利便性について、検討を進めています。今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めて参ります。
61	第4編 行革プ ラン 2023	第3節	方針6 公共資産の・ 有最適ファマネ (ファマト)	プラン3 の市有財活の用・低化	第4編 計画を推進するために(行革プラン2023) P.239 6-1 ファシリティマネジメントの推進 プラン34「新たな総合福祉センターの整備の推進」については、利用者から不安の声があがっている。京王電鉄救済策(アンシェ跡地の再開発)のために、弱者を犠牲にするようなことがあってはならない。反対しずらい境遇にある利用者であることをよいことにして、市の政策を押付けないことが重要である。	
62	第4編 行革プ ラン 2023	第3節	方針6 公共資産の 有効活用・ (ファマネ メント)	プラン3 〇 市の年 財産活適化	 ◎行革ブラン2023 •P237、現状と課題 総合福祉センターの移転は中止にする必要があるので書きかえてほしい。 •P239、ブラン34、ブラン35見直して新たなものに変えてほしい。 	